

北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について
(「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」改訂検討部会)

1 審議の目的

配偶者暴力防止法第6条の規定に基づく、医師その他の医療関係者が配偶者暴力被害者を発見した場合における対応に関するマニュアル「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」は、平成20年3月に作成したもので、作成から10年ほどが経過しており、「見直して、医療機関に新たに配付したほうが良い」という審議会からの意見を踏まえ、改訂するに当たり、北海道男女平等参画審議会の意見を伺う。

2 審議の根拠

北海道男女平等参画推進条例第24条の規定に基づく、男女平等参画の推進に関する重要事項であること。

3 専門部会設置の理由

医師その他の医療関係者が同法の規定に基づく適切な通報や情報提供等の対応を行うためのマニュアルを改訂するに際し、通報の判断基準や被害者同意の仕方をはじめ、カルテの記述内容や医療側の安全確保などに関して、医療や法曹、支援者などの専門家等による検討により、実際に医療現場で役立つものにする必要がある。

このため、北海道男女平等参画推進条例第30条の規定に基づき、各分野の専門家等で構成されている男女平等参画審議会に当該マニュアル改訂のための専門部会を設置する。

4 専門部会の構成

専門部会は、審議会委員の中から、配偶者暴力被害者の保護等に関する法曹、支援者、学識者、行政の各分野の委員のほか、医療分野については、特別委員を任命し、5名により構成するものとする。

5 マニュアル改訂のスケジュール

	時 期	部 会	内 容
令和 元年度	令和元年 11月5日		・ 審議会において専門部会の設置を決定 ・ 専門部会委員、部会長の指名 (専門委員を12月に指名)
	令和2年 2月26日	第1回	・ 部会設置の説明 ・ マニュアル改訂の基本的考え方の検討
	令和2年 2月～		・ マニュアル案作成
令和 2年度	令和2年 5月	第1回	・ マニュアル案の検討、マニュアル部会案決定

6 専門部会の公開について

専門部会は、公開とする。

●参考（関係部分抜粋）

第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画

第4 基本的な施策と具体的な取組

I 配偶者からの暴力の根絶

目標2 被害者の発見や相談体制の充実

1 被害者の早期発見

(2) 医療関係者等からの通報

医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等。以下「医療関係者」という。）は、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあり、配偶者暴力防止法においても、医療関係者が業務を行うに当たって被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることとされ、当該通報は守秘義務違反に当たらないとされています。

このため、医療関係者には、配偶者暴力防止法の趣旨を踏まえ、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対して積極的に通報を行う役割が期待されます。

一方、通報に当たっては、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要であり、通報の同意を得られない場合は、被害者自らの意思に基づき配偶者暴力相談支援センターや相談機関等を適切に利用できるよう、関係機関に関する情報を提供することが必要です。

医療関係者からの通報は、信頼関係と安全確保の観点から、原則として、被害者の明示的な同意が確認できた場合に行うことが望ましいと考えられますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

〔施策の方向性〕

i 医療関係者への啓発

医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定と、被害者を発見した際の対応について、医師会等関係機関と連携した啓発に努めます。

ii 被害者保護に向けた連携

配偶者からの暴力について、情報交換を行うなど、医療関係者との連携に努めます。

〔取組〕

- 「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」の活用促進による被害者の発見、保護に向けた連携
- 相談機関に係る情報が、被害者に確実に提供されるよう、医療関係者に対する周知

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。